

【ふるさと納税お礼品(宿泊利用券等)の有効期限延長について】

延長する宿泊利用券等	当初有効期間	変更後の有効期限
有効期限が令和2年1月1日以降で、寄附申込日が令和2年5月31日までのもの	/	券に記載の有効期限または令和3年12月31日のうち、期限の遅い日付まで
令和3年1月14日から令和3年2月7日までに寄附申込みされたもの		1年以上
	1年未満	券に記載のサービス提供事業者に直接お問合せください。